Intermission 企画

Medical Fashion Stage
メディカル・ファッション・ステージ

実施概要・出品参加要項



※イメージ

第 32 回日本医学会総会事務局
https://isoukai2027.jp/
TEL：06-6875-8181　FAX：06-6875-8180

■実施概要

2027年4月に開催される第32回日本医学会総会2027において、
インターミッションとしてメディカルウェア・ステージショーを開催たします。
来場者は全国から集まる医師、看護師、検査技師、
薬剤師、介護従事者をはじめとする医療関係者の皆様。
本ステージでは、医療従事者の日常を支えるメディカルウェアを、
機能性・快適性・デザイン性の視点からご紹介いたします。
最新のメディカルウェアを、多くの医学・医療・病院関係者の皆様へ
直接発信できる貴重な機会となります。ぜひ、ご参加下さい。

●名称

第32回医学会総会2027メディカル・ファッション・ステージ

●会期・会場

・日時　2027年4月23日（金）午前17時30分～約30分(予定)
・会場　　グランキューブ大阪(大阪国際会議場) 3F
　　情報交換スペース内(学術展示) イベントステージ
・観客座席数　約300席予定。

●内容・構成

◆メディカルウェアのファッションショー
　・メディカルウェア・メーカー等による合同ステージショー
　・1社15コーディネート(スタイル)
　・参加枠7社まで
◆観客対象　　医学会総会来場者/医学・医療・病院関係者等
◆ショー構成・演出
　※ステージ上のスクリーンを使用、ブランドロゴ・映像等を投射

構成	内容
オープニング	ステージ上、ビジョンにタイトル テーマを表現したイメージ映像
各ブランドステージ	・各ブランドのイメージ映像から始まるステージショー ・各ブランドのロゴ(または社名) ・MCよりPRコメント ※ブランド順は任意に設定
グランドフィナーレ	各ブランドが一斉に登場

■参加出品要項

●出品者条件

メディカル(医療用)ウェアのメーカー、販売企業・団体または準ずる企業・団体。

●出品要件及び出品者の PR 活動について

①出品ウェアのご用意

・ショー用メディカルウェアのフルコーディネート 15 スタイル分をご用意頂きます。
※シューズ等も併せてご用意頂きます。
・出品構成等は本ショーの演出家・スタイリストとご協議の上でご用意頂きます。
・ショー演出等は、そのご協議の上で製作サイドにお任せ頂きます。
・特別な演出等が必要な場合は、別途ご協議の上で、その対応方法や費用等を
決めさせて頂きます。
※詳しくは出品お申込み後にお渡しする出品マニュアルをご覧ください。

②会場での出品者の PR 活動

メディカル ファッション ステージ会場内で以下の PR 活動行って頂けます。

・３階ロビーに、トルソー2 体(男女用各一体)を用意いたします。
貴社ウェアの飾りつけを行って頂きます。(ブランド名表記)
※パンフレット配置等は可能です。



・トルソー前で時間内での来場者へのお声掛け(パンフレット配布等)は可能です。
※詳しくは出品お申込み後にお渡しする出品マニュアルをご覧ください。

●参加出品料

１ブランド

1,500,000 円(税別)

●準備スケジュール等その他詳細について

お申込み後、出品マニュアルを送付させて頂きます。

※お問合せ等は、mfs.isoukai@gmail.com　または製作担当：原 090-8483-1798　までご連絡下さい。

■第 32 回医学会総会 2027 メディカル ファッション ステージ出品規約

第 1 条（目的）
本規約は第 32 回日本医学会総会(以下「主催者」という）が主催する「メディカル ファッション ステージ」（以下「本ステージ」という）への出展に関する、主催者と出品申込者（以下「出品者」という）との間の契約条件を定めることを目的とします。
第 2 条（契約の成立）
・出品者は、開催概要、出品要項及び本規約の内容を承諾の上、主催者指定の出品申込方法にて出品を申し込むものとします。
・出品契約は、主催者が出品申込を受理し、出品者に対して出品料の請求書の発行を行った時点をもって成立するものとします。
第 3 条（出品料金の支払い）
・出品者は、主催者が発行する請求書に記載された支払期限までに、指定の銀行口座に出品料金を全額払い込むものとします。振込手数料は出展者の負担とします。期限までに支払いが確認できない場合、主催者は出品契約を解除できるものとします。
第 4 条（出展のキャンセル）
出展契約成立後、出展者の都合により出展を取り消す（キャンセルする）場合、出展者は書面にて主催者に届け出なければなりません。その際、出品者の都合によるキャンセルする場合は、あらかじめ支払われた出品料の返還は行いません。
第 5 条（会場内での禁止・制限事項）
・出品者は、以下の行為を行ってはなりません。
　　割り当てられた展示場所以外への出展物の配置、および客引き行為。
　　周辺の出展者や来場者に迷惑を及ぼすような過度な音響、光、臭気の発信。
　　会場内での物品の直接販売および金銭の授受。
第 6 条（知的財産権の保証）
・出品者は、展示・実演する商品等が、第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権その他の知的財産権を侵害していないことを保証するものとします。万が一、知的財産権に関する紛争が生じた場合、出品者は自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。
第 7 条（免責および損害賠償）
・主催者は、会場内の警備・管理に最善の注意を払いますが、天災、盗難、火災、その他主催者の責に帰さない事由により生じた出展物や造作の紛失、破損、損害について、一切の責任を負いません。出品者は必要に応じて各自で保険に加入するものとします。
・出品者（その従業員や委託業者を含む）の過失により、会場設備や他の出展者、来場者等に損害を与えた場合、出展者がその損害を賠償する責任を負うものとします。
第 8 条（不可抗力による開催の中止・変更）
・天災地変（地震、台風、洪水等)、感染症の蔓延、その他主催者のコントロールを超えた不可抗力により、本ステージの開催が不可能または著しく困難であると主催者が判断した場合、主催者は本ステージの開催を中止、延期ができるものとします。
・前項の事由により展示会が中止または変更となった場合、主催者は、既に発生した必要経費（会場費や設営費等の実費）を差し引いた上で、出品料の一部を返金することがありますが、出展者に生じたその他の損害（交通費、宿泊費、準備費用等）について、主催者は一切の賠償責任を負わないものとします。
第 10 条（管轄裁判所）
本契約に関して、主催者と出展者の間に紛争が生じた場合、主催者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上
第 32 回医学会総会 2027 メディカル ファッション ステージ事務局

■第 32 回医学会総会 2027 メディカル ファッション ステージ

出品申込書

※お申込期日　　年　月　日

当社･団体(出展者)は、第 32 回医学会総会 2027 メディカル ファッション ステージの実施要項を理解し、出展規約（裏面）の内容に同意した上で、出品を申し込みます。

■出品者名(表記ブランド名)

※記入される名称がショー内での表示。ウェブサイト等に表示されます。
（英文も反映されますので必ず表記してください。）

表記名(日本語)	表記名(英語)

■出品申込会社・団体情報

会社・団体名		
住所	〒	
代表者名		印
WEB サイト		
担当者	ご請求書送付住所	〒
	部署・役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
●備考(ご意見等)		

※上記ご記入の上で、メールアドレス mfs.isoukai@gmail.com